

平成30年3月1日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

地域連携課

監査の結果	行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	行政財産の使用許可について、年度当初に使用料に係る調定を行った。

(2) 商工観光部

ア 商業振興労政課

監査の結果	行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	行政財産の使用許可について、年度当初に使用料に係る調定を行った。

イ 経営支援課

監査の結果	普通財産の貸付けについて、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	普通財産の貸付けについて、年度当初に財産貸付収入に係る調定を行った。

(3) 教育委員会事務局

人権教育課

監査の結果	地域人権啓発推進事業委託について、当課において業務内容を定めた実施要領は作成されているものの、業務委託契約書においては業務内容に係る記載がないことから、当該実施要領に基づく仕様書を添付するなど、業務委託契約書において業務内容を明確に示されたい。
措置の内容	平成30年度より業務委託契約書において業務内容を明確に示した。